



全日三重

Vol-331
2019.11.29

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部
〒510-0087 四日市市西新地 12 番 6-2 号

TEL 059-351-1822 FAX 059-351-1833
<https://mie.zennichi.or.jp/>

「おとり広告」の規制及びインターネット広告の留意事項について

東海不動産公正取引協議会

令和元年7月より、インターネットの「おとり広告」によって嚴重警告並びに違約金の措置を講じた事業者に対し、一定期間ポータルサイトへの広告掲載を停止する施策を開始しています。

「おとり広告」について、今一度ご理解いただき、おとり広告の撲滅にご協力ください。

不動産の表示に関する公正競争規約（以下「表示規約」という。）第21条（おとり広告）では、不動産事業者は次に挙げる物件の広告をしてはならないと規定しています。

- (1) 物件が存在しないため、実際には取引することができない物件の表示
- (2) 物件は存在するが、実際には取引の対象となり得ない物件の表示
- (3) 物件は存在するが、実際には取引する意思がない物件の表示

なお、ホームページや不動産情報サイト事業者が運営する不動産情報サイト等に掲載するインターネット上の広告も表示規約第4条にいう「表示」にあたりますので、不動産事業者がインターネット上で実際には取引することができない物件の広告を行えば「おとり広告」になります。

◆インターネット広告の留意事項◆

一般消費者は、常に取引できる物件が掲載されていると認識していることを理解し、定期的な情報更新を行うことが極めて重要です。取引状況等の確認を怠り、契約済みの物件を新規に掲載、あるいは削除せず広告を継続するといったことがないよう、更新する期間を最長でも2週間とし、契約済みとなった物件は、期間内であってもすみやかに削除することを徹底してください。

また、広告がいつの時点の情報に基づき表示されたものなのか、次にこの情報がいつ更新される予定なのかは重要な事項ですので、一般消費者が見やすい広告の上部等に、情報登録日または直前の更新日及び次回更新予定日を見やすい大きさの文字で明瞭に記載してください。

津市 土砂災害特別警戒区域等の指定及び指定の解除について

三重県県土整備部

今般、津市において、土砂災害特別警戒区域等が下記のとおり指定及び指定の解除をされましたので、重要事項説明等においてご留意願います。

指定・解除地区：一志町、芸濃町 外

指定・解除年月日：令和元年10月29日

告示番号：（指定）三重県告示第421号、422号（解除）三重県告示第423号

○県公報 <http://www.pref.mie.lg.jp/content/000854653.pdf>

○指定区域図 http://www.pref.mie/ig.jp/HOZEN/HP/06770006284_00003.htm

令和元年度居住支援フォーラム 開催のご案内

三重県居住支援連絡会

三重県居住支援連絡会は、高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要する方々や家主等に向け、民間賃貸住宅の円滑な供給を支援する活動を行っています。

この度、下記のとおり居住支援フォーラムを開催いたしますので、ぜひご参加ください。

- ❖ 日時 令和元年12月16日（月）13時30分～16時30分（開場13:00）
- ❖ 場所 三重県勤労者福祉会館6階 講堂（津市栄町一丁目891）
- ❖ 内容 1. 事業説明『新セーフティネット制度における三重県の取組』
『地域包括ケアシステムと東海北陸厚生局・中部地方整備局が取り組む居住支援の全体像』
2. 講演『住宅確保要配慮者への居住支援の取組』講師 阪井土地開発(株) 代表 阪井ひとみ 様

※参加には、12月9日（月）までに三重県住宅政策課 住まい支援班に申し込みが必要です。

参加ご希望の方は、参加申込書をFAXいたしますので、三重県本部事務局までご連絡ください。

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。